## 令和7年第4回市議会定例会 提出予定議案

## ( )は、議案番号

| 整理番号   | 件名  | 内 容 · 根 拠 法 令 等   | 担当部課       |
|--------|---|---|------------|
| 1 (62) | 損害賠償請求に関する和解及<br>び損害賠償の額の決定につい<br>て                     | 下里公園内の樹木の倒木によって発生した事故について、和解し損害賠償の金額を決定するため、議会の議決を得る必要がある。<br>・地方自治法第96条第1項第12号及び第13号   | 環境安全部環境政策課 |
| 2 (63) | 6~7. 市立小山小学校西校<br>舎棟増築ほか工事(建築)の<br>請負契約の変更契約の締結に<br>ついて | 令和6年第3回定例会で議決された、「6<br>~7. 市立小山小学校西校舎棟増築ほか工<br>事(建築)」の請負契約について、工期及<br>び契約金額を変更する必要が生じたことか<br>ら、変更契約を締結するにあたり、予定価<br>格が1億5千万円以上であるため、議会の<br>議決を得る必要がある。<br>・地方自治法第96条第1項第5号<br>・議会の議決に付すべき契約および財産の<br>取得または処分に関する条例第2条 | 総務部<br>管財課 |
| 3 (64) | 6~7. 市立小山小学校西校<br>舎棟増築ほか工事(電気)の<br>請負契約の変更契約の締結に<br>ついて | 令和6年第3回定例会で議決された、「6<br>~7. 市立小山小学校西校舎棟増築ほか工<br>事(電気)」の請負契約について、工期及<br>び契約金額を変更する必要が生じたことか<br>ら、変更契約を締結するにあたり、予定価<br>格が1億5千万円以上であるため、議会の<br>議決を得る必要がある。<br>・地方自治法第96条第1項第5号<br>・議会の議決に付すべき契約および財産の<br>取得または処分に関する条例第2条 | 総務部<br>管財課 |

| 4 (65) | 6~7.市立小山小学校西校舎棟増築ほか工事(機械)の請負契約の変更契約の締結について            | 令和6年第3回定例会で議決された、「6<br>~7.市立小山小学校西校舎棟増築ほか工<br>事(機械)」の請負契約について、工期及<br>び契約金額を変更する必要が生じたことか<br>ら、変更契約を締結するにあたり、予定価<br>格が1億5千万円以上であるため、議会の<br>議決を得る必要がある。<br>・地方自治法第96条第1項第5号<br>・議会の議決に付すべき契約および財産の<br>取得または処分に関する条例第2条 | 総務部管財課                         |
|--------|---|--|--------------------------------|
| 5 (66) | 令和7年度東久留米市一般会<br>計補正予算(第7号)                           | <ul><li>・地方自治法第218条第1項</li></ul>   | 企画経営室財政課                       |
| 6 (67) | 東久留米市組織条例の一部を改正する条例                                   | 後期基本計画の期初にあたり、計画全般<br>に必要となる基本的な取り組みとして位置<br>付けている施策の更なる推進や、福祉全般<br>を網羅する地域共生社会の実現に取り組む<br>べく、効率的かつ効果的な組織体制を構築<br>することを目的として、令和8年4月1日<br>に組織改正を行うため、条例の一部を改正<br>する必要がある。   | 企画経営室 企画調整課                    |
| 7 (68) | 東久留米市地域センター(地<br>区センターを含む)及び市民<br>プラザ指定管理者の指定につ<br>いて | 東久留米市地域センター(地区センターを含む)及び市民プラザの管理を指定管理者に行わせるため、東久留米市指定管理者選定委員会において審査選定した候補者を指定管理者として指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。 ・地方自治法第244条の2第6項・東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例  | 市民部<br>生活文化課<br>福祉保健部<br>福祉総務課 |

| 8 (69)       | 東久留米市スポーツセンター<br>指定管理者の指定について     | 東久留米市スポーツセンターの管理を指定管理者に行わせるため、東久留米市指定管理者選定委員会において審査選定した候補者を指定管理者として指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。 ・地方自治法第244条の2第6項・東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 | 教育部生涯学習課     |
|--------------|-----------------------------------|---|--------------|
| 9 (70)       | 東久留米市立図書館指定管理<br>者の指定について         | 東久留米市立図書館の管理を指定管理者に行わせるため、東久留米市指定管理者選定委員会において審査選定した候補者を指定管理者として指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。 ・地方自治法第244条の2第6項・東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例     | 教育部図書館       |
| 10 (71)      | 東久留米市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 児童福祉法第6条の3第23項に定められている乳児等通園支援事業は、令和8年度より子ども・子育て支援法における新たな給付として全国の自治体で実施することとされている。同事業の設備及び運営に関する認可基準を条例で定めなければならないとされていることから、制定するものである。       | 子ども家庭部子育て支援課 |
| 1 1<br>(7 2) | 東久留米市地区センター指定<br>管理者の指定について       | 東久留米市地区センターの管理を指定管理者に行わせるため、東久留米市指定管理者選定委員会において審査選定した候補者を指定管理者として指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。 ・地方自治法第244条の2第6項・東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例   | 福祉保健部福祉総務課   |

| 12 (73)      | 東久留米市立さいわい福祉センター指定管理者の指定について | 東久留米市立さいわい福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、東久留米市指定管理者選定委員会において審査選定した候補者を指定管理者として指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。 ・地方自治法第244条の2第6項・東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 | 福祉保健部障害福祉課       |
|--------------|------------------------------|--|------------------|
| 13 (74)      | 東久留米市立児童館指定管理<br>者の指定について    | 東久留米市立児童館の管理を指定管理者に行わせるため、東久留米市指定管理者選定委員会において審査選定した候補者を指定管理者として指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。 ・地方自治法第244条の2第6項・東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例        | 子ども家庭部<br>児童青少年課 |
| 14 (75)      | 東久留米市下水道条例の一部を改正する条例         | 下水道法第25条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である「標準下水道条例」の改正に伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要がある。 ・標準下水道条例   | 都市建設部施設建設課       |
| 15 (76)      | 市道路線の認定について                  | 市道2607号線<br>市に移管された道路について、認定する<br>必要がある。<br>・道路法第8条第1項及び第2項  | 都市建設部管理課         |
| 1 6<br>(7 7) | 令和7年度東久留米市一般会<br>計補正予算(第8号)  | <ul><li>・地方自治法第218条第1項</li></ul>   | 企画経営室財政課         |

| 17 (78) | 令和7年度東久留米市後期高<br>齢者医療特別会計補正予算<br>(第3号) | ・地方自治法第218条第1項 | 企画経営室<br>財政課 |
|---------|--|----------------|--------------|
| 18 (79) | 令和7年度東久留米市介護保<br>険特別会計補正予算(第2号)        | ・地方自治法第218条第1項 | 企画経営室<br>財政課 |

## 令和7年第4回市議会定例会 行政報告予定一覧

| 番号 | 表題   |
|----|--|
| 1  | 東久留米市第4次男女平等推進プランの令和6年度事業進捗状況評価の答<br>申について |
| 2  | 東久留米駅西口昇降施設の改築及び駅西口広場の整備に関する方針について         |